

# 社会的包摶の視点に基づく新たな「キャリア教育」の可能性 ——秋田県藤里町の就労支援の取り組みから——

小 池 孝 範・小松田 儀 貞

## はじめに一問題の所在

秋田県の最北端に位置する山本郡藤里町は、人口3,770人、総世帯数1,471世帯（平成25年9月末現在、藤里町HPより）、そのうち65才以上の人口の割合（高齢化率）が42.7%、平成24（2012）年現在の高齢化率が最も高い秋田県（30.7%、内閣府発表）の中でも市町村別で2番目に高い高齢化率となっている（平成25年7月1日現在、秋田県発表）。

藤里町社会福祉協議会（以下、藤里町社協）は、平成17年度から3年間、秋田県社会福祉協議会が全県の市町村社会福祉協議会と協力して一斉に取り組んだ「地域福祉トータルケア推進事業」でモデル地区社協の指定を受け、サブテーマとして「福祉でまちづくり」を掲げた。その一環として、藤里町社協は町内の「引きこもり者・長期不就労者数」を把握するための調査を実施した〔藤里町社会福祉協議会、秋田魁新報社 編（以下藤里社協、魁 編と略記），2012：12〕。

内閣府が2010（平成22）年に行った「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（以下、「ひきこもりに関する実態調査」と略記）によれば、ほとんど外出しない「狭義のひきこもり」が0.61%、ふだんは家におり、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する「準ひきこもり」が1.19%、この二つを合わせた「ひきこもり群」が1.79%（推計69.6万人／全国）、全国引きこもり KJH 親の会の推計では、約160万人（約7.8%）と推計されている。町内の引きこもりを20～30人程度と予想してはじまった藤里町の社協の調査は1年半にわたり、結果

的に113人を超える「引きこもり」、対象人口の8.7%に上ることが明らかになった〔藤里社協、魁 編，2012：149〕。

むろん、「引きこもり」の定義、調査方法等も異なることから、一概に比較することはできないが、既存の「社会関係資本（social capital）」を活用しながら、ほぼ全戸を対象として実施された藤里町社協による調査は、かなり精度の高いものといえるだろう。

藤里町社協ではこうした実態把握を出発点とし、その後、引きこもり対策として様々な就労支援を実施している。筆者である小池と小松田は、平成24年の9月、平成25年の10月に藤里町社協の担当者から聞き取り調査を行うとともに、複数回藤里町で実地調査、実態把握を行ってきた。

そこで、本稿では藤里町社協のこうした取り組みを、実態把握の方法（I）、実態把握から支援への展開（II）、「引きこもり者等支援事業」の取り組み（III）の三つの視点から整理する。

また、藤里町社協による「引きこもり者等支援事業」は、現在、学校教育で行われているキャリア教育をあり方を展望し、その課題を検討する上でも示唆に富む。

平成23年に出された中央教育審議会答申「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、「キャリア」を「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」であるとしている〔中央教育審議会、2011：17〕。「引きこもり者」は、様々な理由からこの「キャリア」を十全に積み重ねることができない状態に陥っている人であ

るといえようが、藤里町社協による「引きこもり者等支援事業」は、この「キャリア」を再構築していくプロセスとなる可能性をもっているからである。

そこで、本稿では、キャリア教育導入の意義を概観した上で、キャリア教育の視点から藤里町社協「引きこもり者等支援事業」の取り組みの意義を検討することを通して、新たな「キャリア教育」の展開の可能性と課題について検討していきたい（IV）。

## I 社会関係資本に依拠した実態把握

### (1) 「社会関係資本（Social capital）」の意義

近年、地域コミュニティの再興が求められるようになっているが、その大きな契機の一つとなったのが「東日本大震災」であろう。震災後の対応の中で、他者への「信頼」、「互酬性」の規範、そして人々の間の「絆」等の「社会関係資本（social capital）」の存在が再評価され、またその重要性や必要性が耳目を集めた。

社会関係資本の古典とされる "Bowling Alone : The Collapse and Revival of American Community."（邦題『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生——』）においてパットナム（Putnam, R. D., 1941-）は、「個人の生産性を向上させる道具および訓練」としての「物的資本」や「人的資本」の概念のアナロジーとして「社会関係資本」をあげる。その理論の中核となるアイデアは、「社会的ネットワークが価値を持つ」ということであり、「物的資本は物理的対象を、人的資本は個人の特性を指すものだが、社会関係資本が指示しているのは個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」であるとしている。パットナムは、この「社会関係資本」は「市民的美德」と呼ばれてきたものと密接に関係しているが、「美德にあふれているが、孤立した人々の作る社会は、必ずしも社会関係資本において豊かではない」という点が異なるとしている [Putnam, 2000=2006 : 14]。

ただし、社会関係資本においてはその前提となる関係が、緊密であったり強力であったりす

ればよいというわけでは必ずしもない。パットナムは、「信頼」に関して次のようにいう。

強力、頻繁で、広範なネットワークの中の個人的関係に埋め込まれた信頼は、「厚い信頼」と呼ばれることがある。他方で、コーヒーショップでの新しい知り合いのような「一般的な他者」に対する信頼もまた、共有された社会的ネットワークと互酬性への期待を背景として暗黙の中に存在している。薄い信頼の方が厚い信頼よりも有益であることすらあるが、それは個人的に知っている人々の名簿を超えて、信頼の半径を拡大してくれるからである。 [Putnam, 2000=2006 : 159]

こうした分析をふまえるならば、社会関係資本の基盤となる「信頼」は、必ずしも「厚い信頼」だけでなく、場合によっては「薄い信頼」のほうがより有効に機能することもあり得るといえるだろう。

稻葉陽二は、「人と人との結びつける社会関係資本は、本来は人々の生活を豊かにするもので、健康感や幸福感などにも深く結びついている」としている[稻葉, 2011 : i - iii]。稻葉は、ネットワークを「絆」と言い換えた上で、「絆」は、他方で「輶」、「しがらみ」としての側面をもち、その結果、「もたれ合い」に陥る危険性を指摘している [稻葉, 2011 : 3]。確かに、「絆」は「絆」として「人と人との離れがたくし」、「絶つことのできない結びつき」となる反面、「絆」として「人の心や自由を束縛」するものともなり得る [小学館国語辞典編集部 編, 2006 : 1-1369, 3-638]。特に、「イエ」や「ムラ」を基盤としていた日本の農村社会では、絆が強い求心力をもった「社会関係資本」として働く一方で、強い束縛としても機能していたといえるだろう。同時に、こうした求心力は、時として強い遠心力としての排他性をも生み出す。村落における私的制裁としての「村八分」などは、この排他性の一つの典型であろうが、さらにこの排他性が障害者や社会との関係をうまく築くことができない人に対する「蔑視」や「奇異のまなざし」を向けることになる「排除」の側面を持っていたことも事実であろう。こうし

た視点からみると、日本の伝統的な農村社会の形態を残している地域における「引きこもり」の当事者は、実際の状況の如何を問わず、「蔑視」や「奇異のまなざし」を向けられる対象となることを意識せざるをえない状況に陥ることは想像に難くない。

であるならば、「引きこもり」の実態把握においては、「厚い信頼」を基盤とした家族や近隣の人のみならず、「薄い信頼」を基盤とした関係性がより有効に機能することもあり得るだろう。藤里町社協の取り組みも、こうした仮説を傍証しているように思われる。そこで、以上のような視点から、藤里町での実態把握の取り組みを分析してみたい。

## (2) 藤里町社会福祉協議会による取り組み開始から一次調査まで

これまでの「引きこもり」に関する実態調査は抽出調査がほとんどであり、それゆえ、全体数も推計にならざるを得なかった。例えば、内閣府「ひきこもりに関する実態調査」は全国の市区町村に居住する満15歳から満39歳の者を対象とし、標本数5,000人（有効回収数3,287人）で実施され、そこで出た割合1.79%から全国の「ひきこもり群」を69.6万人と推計している。

それに対し、藤里町社協が実施した調査は、ほぼ全戸を対象とした悉皆調査となっている。では、どのような形で調査を実施したのだろうか。調査方法が紹介されている『ひきこもり町おこしに発つ』に基づいて確認したい。同書では、「人口4000人に満たない小さな町だからできたのではないか」という問い合わせに対して、「中学校の学区単位（人口2～3万人程度）に1人、専任でなくとも専門職の配置があれば、実態把握は十分に可能」であり、「それより小さい範囲では逆に、顔が見えすぎるという別の弊害が生じるため、困難さが増す」としている[藤里社協、魁編、2012：179]。したがって、実態把握に当たっては、「薄い信頼」を基盤として実施することも必要であるといえよう。

藤里町社協では「引きこもり者等支援事業」を「一般就労につなげる支援」と位置づけ、その第一歩として平成18年に「引きこもり・ニート・精神障害者等と呼ばれる人たちの実数把握調査（1次調査）」を実施した。その際、「引き

こもり」状態か否かは考慮せず、「定職を持たずに2年以上経過した人全てを把握することを目的」とし、調査対象年齢を18歳以上55歳未満としている〔藤里社協、魁編、2012：182-183〕。

内閣府の「ひきこもりに関する実態調査」では、15歳から39歳までを対象年齢とし、「自室からほとんど出ない」だけではなく、「近所のコンビニなどには出かける」「趣味の用事のときだけ外出する」者も含み、かつその状態が「6ヶ月以上」継続し、疾病によるものでなく、家事・育児を主としない者を「広義のこもり群」、そのうち「自室や自宅からほとんど出ない者」を「狭義のひきこもり」としている（「Ⅱ ひきこもり群・ひきこもり親和群の定義」）。また、2010（平成22）年の厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」では、「様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしていてもよい）を指す現象概念である」と定義している。

こうしてみると、藤里町社協の対象者は、引きこもりの期間についてはより長く、状態については、より広く捉えているといえる。また、厚生労働省の調査は39歳までの若年層を対象としているが、藤里町の調査では、18～29歳が30人、30～39歳が31人、40～49歳が40人、50～55歳が12人となっており、厚労省の年齢基準にしたがえば、40歳以上の52人、半数近く（46.0%）は対象外となってしまう。藤里町社協が標準的な定義とは異なる独自の定義を用いた理由として、「周囲から情報を集める上で、『引きこもり』のイメージや定義は外からの確認が難しいので、外からでもわかる『長期間、定職についていない人』とした」とこと、また、「個別の訪問調査を開始する場合、『半年間の不就労・引きこもり』では本人や家族にもその自覚がなく、戸惑わせる」懸念があったため、「おおむね2年以上」が訪問調査を受け入れてもらえるラインと判断したことがあげられている。

こうした調査方法は、一見概念的定義が不十分なまま実施された不完全なもののようにも思

われるが、調査の目的が「引きこもり」の厳密な定義にあるのではなく、「一般就労につなげる支援」のための調査であり、その視点から確定された、きわめて実践的、具体的な「操作的定義」であるということができよう。

この1次調査は、「社会福祉士と精神保健福祉士の資格をもち、かつ高齢者虐待等の困難な事例に豊富な経験」をもつ2人の職員によって8ヶ月以上の時間をかけて実施されている。この2人のみが調査にあたったのは、調査すること自体を調査の目的とするのではなく、「一般就労につなげる支援」を目的としていたために、調査が調査にとどまらずに相談支援へつながる可能性があったためである。

### (3) 一次調査から二次調査へ

こうした一次調査を受けて、その後、「引きこもり者等支援事業」が福祉の拠点「こみっと」事業<sup>1</sup>として実施のめどが立った平成20年度後半から2次調査が実施された。2次調査はこみっと事業の対象者となる「引きこもり者等名簿作成」を目的とし、1年近くをかけて実施されている。様々な事業を実施するにあたって、藤里町社協では通常「民生委員・社協福祉員・福祉関係諸団体および福祉専門職」の協力を仰ぎつつ対象者名簿を作成してきたが、しかし、1次調査の段階でそうしたこれまでの手法を踏襲することは困難であることが明らかになっていた。なぜなら、「引きこもり」者がひきこもる要因がその当事者のみにあるわけではなく、さまざまな家庭環境が要因となっているケース——例えば、介護を必要とする母親と引きこもり状態の息子といったケース——などがあり、「引きこもり」の視点のみならず、介護の視点などの複眼的、かつ包括的視点から捉える必要があるためである。そのため、1次調査から継続して社会福祉士と精神保健福祉士の資格をもった2名が担当し、また、2次調査では新たなネットワーク——「同級生ネットワーク」と「元PTAネットワーク」——を手がかりに、ネットワークを広げる手法を用いている。

この新たなネットワークの視点は非常に示唆的である。「民生委員・社協福祉員・福祉関係諸団体および福祉専門職」といったいわば専門家のネットワークではなく、同級生や元PTA

といった、いわば地縁的ネットワーク、しかも出生コホートのネットワークが有効であることになる。しかも、こうしたネットワークは必ずしも「厚い信頼」を基盤においているわけではない。むしろ、ゆるやかなつながり、「薄い信頼」が基底にあるといえるだろう。

内閣府が「家族・地域・職場のつながり」をテーマとして2007年に実施した「国民生活選好度調査」では、年代別の家族以外の人とのつながりは、次のようになっている（男性：図1、女性：図2、作成に当たっては[稲葉, 2011: 116-118]を参考にした）。

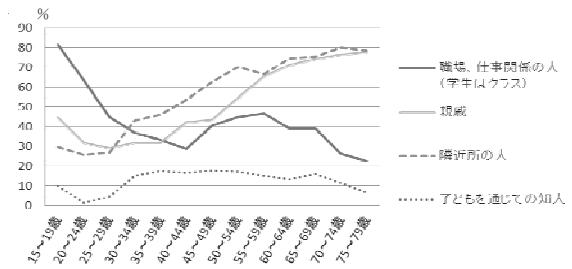


図1 家族以外の人とのつながり（男性）

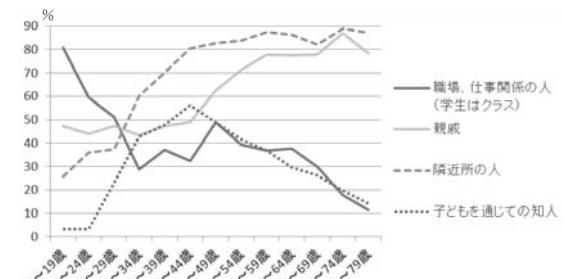


図2 家族以外とのつながり（女性）

この図をみると、10代後半（15~19歳）は男女とも「職場、仕事関係の人（学生はクラス）」が8割を超えるが、その後30代半ば～40代にかけ大きく減少していく。一方、親戚、隣近所は、20代前半がもっとも低く、その後ほぼ右肩上がりに増加している。また、男女間で顕著な違いがみられるのが、「子どもを通じての知人」である。その多くは、PTAなどの学校を中心とした関係であると考えられ、この関係もまた「出生コホート」に準じたものであるといえよう。

藤里町社協の調査で「引きこもり」調査の対象としていた18歳以上55歳未満の年齢層では、いまだ親戚や隣近所とのつながりはそれほど形成されておらず、10代後半までに形成されたつ

ながり——その多くは、学校を通じたつながり——が、社会関係資本として機能していたといえるだろう [藤里社協, 魁編, 2012: 178-191]。

## II 実態把握から就労支援へ

### (1) 社会的排除／包摶と働くこと

さて、引きこもりは一般に、「自ら社会との関係を絶ち、限られた私的空间に籠る」ことであると捉えられているが、現実は必ずしもそうではない。本人は職を得ることを通して社会とつながることを求めているが、何らかの理由でそれが果たせず、不本意な形で「社会的排除 (social exclusion)」の状態に陥り、結果として「引きこもる」ケースも多々指摘されている。

藤里町の場合でも、大学卒業後首都圏で正規に就労するも、家族の介護のためにUターン、介護者が亡くなつたため求職したが、年齢や高い学歴のために決まらず、結果として意欲を失い、引きこもりとなるケースなど、社会との関係を求めてもそれが叶わないことが引きこもりの要因となつた場合などがあげられている [藤里社協, 魁編, 2012: 157]。藤里町社協事務局長の聞き取りからも、いわゆる「引きこもり」とされている人であつても、社会復帰や社会参加のチャンスを求めている人は少なからず存在し、かつ、自ら進んで引きこもっているのではなく、仕事をしていないことで社会人として果たすべき役割が果たせていないことへの後ろめたさ、またそのことに起因する恥ずかしさなどから、結果的に引きこもっている、もしくは引きこもらざるを得ないことが明らかになっていく。

内閣府が2012年に実施した「国民生活に関する世論調査」によれば (図3参照)、20代の働く目的は、「お金を得るために働く」が6割を超えており、「社会の一員としての責務」、「自己実現の手段・目的」等に該当する項目もそれぞれ10%を超え、全体としても約36%の人が、「お金を得ること」以外に働くことの目的を見いだしている。「働くこと」には、単に「賃金をもらうための手段」としての意味だけではなく、「働くことによって、人は社会から存在意義を認められ、『役割』が与え」られ、

また「社会から『承認』されること」としての意味ももつ [阿部, 2011: 110]。こうしてみると、労働には「賃金を得るための手段としての労働」と「社会とつながる手段としての労働」の二つの意味があるといえるだろう。<sup>2</sup>

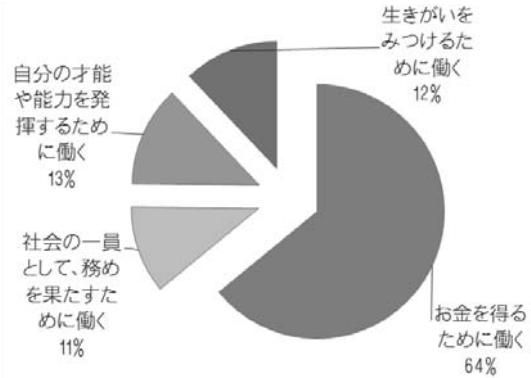


図3 20代の働く目的  
(国民生活に関する世論調査) 2012)

あくまで、統計上の定義ではあるが、総務省が毎月実施している「労働力調査」では、「非労働力人口」を「15歳以上の人口のうち、『就業者』と『完全失業者』以外の者」とし、さらに「完全失業者」とは「1、仕事がなくて調査週間に少しも仕事をしなかった。／2、仕事があればすぐ就くことができる。／3、調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。」の3つの条件を満たす者とされる。したがって、働く意欲をもちながらも、現在、積極的に求職していない者は「非労働力人口」に分類されることとなる。

藤里町社協の調査の最も特徴的な点は、「引きこもり」の定義よりも、あくまで「本人や家族の自覚」を優先させている点 [藤里社協, 魁編, 2012: 32-36]、働く意欲をもちながらも「非労働力人口」に分類されている人々を「労働力」たり得るように支援していくとしている点であろう。

さて、「仕事」のもつ二つの意義——「賃金を得るための手段としての労働」と「社会とつながる手段としての労働」——のうち、「賃金を得るための手段」としてのみ労働を捉えた場合の問題点について、次のような指摘がある。「ヨーロッパにおいては、1980年代の高い失業率や貧困の状況に後押しされて、いち早く潤沢な公的扶助給付（日本で言えば生活保護制度）

が発達」したが、しかし、一方で「金銭的には不自由のない生活をしている人々が、給付があるために就労するインセンティブを削がれ、一日中、外部の人間と交流せずに家の中に閉じこもった生活をしている」ことが指摘された。すなわち、「彼らを救うはずである公的扶助制度が、彼らを社会の中核を占める労働市場から追い出し、職を通して得られる人との交流や満足感、果ては自分の存在価値を發揮する機会を奪っている」ということである [阿部, 2011: 110-11]。そのため、ヨーロッパ諸国では、「給付するだけ」、すなわち、賃金の代替としての保障から、「社会とつながること」をも射程に含んだ「社会的包摶」へと社会政策がシフトすることになった。

藤里町の場合でも、採用試験を何度も落とされた若者が「自己否定されたように感じ、採用試験を受ける勇気が失われ」る一方で、親の収入があつて生活に困らない場合には、働くなければならぬ緊急性を感じず、「条件の良い仕事先があったら」と考え、引きこもりを続けてしまう。しかし、その状態を「諾」とするのではなく、「自分の状態を恥じ」、「きちんとした職について社会人としての生活を送るべきで、それができない人間には落後者のレッテルが張られること」も、そして「きちんとした社会人としての生活に戻れる望みが、果てしなく薄いこと」も知っていることが報告されている [藤里社協, 魁編, 2012: 202]。こうしたケースでは、以下にあげる「社会的排除 (social exclusion)」に陥っているといえるであろうし、また、給付型ではなく、社会的包摶型の支援が必要であるといえるだろう。

内閣官房社会的包摶推進室、社会的排除リスク調査チームが2012（平成24）年にまとめた報告書『社会的排除にいたるプロセス～若者ケース・スタディから見る排除の過程～』（以下、「調査チーム報告書」と略記）では、欧州委員会の定義をふまえつつ、「社会的排除」を次のように定義する。

社会的排除とは、物質的・金銭的欠如のみならず、居住、教育、保健、社会サービス、就労などの多次元の領域において個人が排除され、

社会的交流や社会参加さえも阻まれ、徐々に社会の周縁に追いやられていくことを指す。社会的排除の状況に陥ることは、将来の展望や選択肢をはぐ奪されることであり、最悪の場合は、生きることそのものから排除される可能性もある。[社会的排除リスク調査チーム 内閣官房社会的包摶推進室／内閣府政策統括官, 2012: 2]

労働市場から追い出されることは、単に「賃金を得るための手段としての労働」からだけでなく、「社会とつながる手段としての労働」からも追い出されることを含意しており、その結果「社会の仕組みから脱落し、人間関係から遠ざかり、自尊心が失われ、徐々に社会から切り離されていくこと」、すなわち、社会的排除に陥っていくことになるとされる [阿部, 2011: 6]。

阿部彩は、社会と人を結びつける紐帯として、人的な「つながり」、「個人が他者とつながり、自分の価値を発揮する手段」としての「役割」、「『そこにいてよい』と社会から認められている場所」としての「居場所」をあげている [阿部, 2011]。具体的には、「つながり」としての人間関係を表す概念として「会話」と「社会サポート」——「実際に必要なときにさまざまな支援が期待できる他者」——を、「現代社会における「役割」の最たる手段として「就労」を、物理的な居場所であるのみならず、「安心して休める場所」、「『そこにいてよい』と社会から認められている場所」としての「居場所」をあげる [阿部, 2011: 104, 110, 119]。

先にあげたいわゆる「引きこもり」は、「就労」の機会を失うことによって「役割」を失い、「役割」を失っている負い目から「つながり」を拒絶し、結果的に、「引きこもる」ことによって（かろうじて）自らの「居場所」を創出しているといえるだろう。

## (2) 藤里町社会福祉協議会による就労支援の取り組み

藤里町社協の就労支援の取り組みも当初は「居場所づくり」を目指していた。しかし、社協の職員採用試験を「引きこもり」の人が受験したことから、「引きこもり者とは、気の毒な、

問題を抱えた、福祉の支援を待っている人たち」ではなく、「多少の問題は抱えつつも「社会復帰に一步を踏み出すために、何らかの社会支援を必要としている人たち」とあると認識を改め、「引きこもり者が集える場所づくり」ではあるが、単に「引きこもり者の場所」ではなく、「支援する者も支援される者も共に集える」場所づくりを目指すことになったとしている〔藤里社協、魁編、2012：18-19〕。

こうした方針の転換は、「居場所」が「つながり」を生むとする立場から、より広く、「役割」が「居場所」を生み、「居場所」が「つながり」を生んでいくする立場への転換ということができるだろう。こうした点からみた就労支援は「賃金を得るための手段としての労働」を支援するだけではなく、「社会とつながる手段としての労働」の支援にもつながるものとして位置づけることが必要となるだろう。

ただし、「社会的排除」に陥った要因は、单一のものである場合よりも、複数の要因が複雑に絡まっている場合が多い。「調査チーム報告書」では、具体的な53の事例に依拠しながら、社会的排除にいたるプロセスを大きく三つのパターン——第Ⅰ類型【生まれつきの本人の持つ「生きづらさ】】、第Ⅱ類型【家庭環境の問題】、第Ⅲ類型【学校や職場の環境の問題】——に類型化している〔社会的排除リスク調査チーム、2012：26-30〕。

第Ⅰ類型【生まれつきの本人の持つ「生きづらさ】】は、「生まれつきの本人の持つ「生きづらさ」(発達・知的障害、精神障害など)が、幼少期・子ども期から社会的排除に追い込んでいるパターン」であり、「本人の知的障害／発達障害／その他の障害」がキーリスクとなっている。第Ⅱ類型【家庭環境の問題】は、「出身家庭の環境に内包されている様々な問題が、教育・人間関係の形成など子どもの健全な成長へ悪影響を及ぼし社会的排除に追い込んでいるパターン」である。第Ⅲ類型【学校や職場の環境の問題】は、「様々な潜在リスクが存在しているが決定的な悪影響を受けずに成長してきたものの、学校や職場などにおいて劣悪な環境に置かれたことによって社会的排除に陥ったパターン」で、「学校生活（学校生活でいじめなどに

あったこと）」、「職場環境（劣悪な職場環境に置かれたこと）」、「不安定職（不安定な職を転々としたこと）」、「家族環境（新しく形成した家族に問題があったこと）」、「本人の精神疾患」などがキーリスクとしてあげられている。

「調査チーム」では、分析の資料とした53の事例のうち、第Ⅰ類型（生まれつき）が13.2%（7例）、第Ⅱ類型（家庭環境）、第Ⅲ類型（学校・職場環境）がともに43.4%（23例）ずつとなっている。

「調査チーム」が分析を行った「社会的排除」には、藤里町社協が対象としている「引きこもり」だけでなく、「住居からの排除（ホームレス）」、「就労からの排除（非正規就労者）」、「生からの排除（自殺者）」なども含まれており、一方、藤里町の「引きこもり」の調査では、この調査チームが対象とした事例に比べ、年齢層や対象範囲をより広くカウントしており、藤里町の事例が、調査チームによる類型によってすべてが類型化できるわけでは必ずしもないが、いずれのパターンの事例も存在している（非公開資料であるため、細かな数字は省略）。そのため、この問題の根本的解決、特に第Ⅰ類型に分類されるような事例の場合には、医療的介入も必要となる。

藤里町社協では「福祉職が精神障害者等を含む引きこもり対策事業に乗り出した」ことを確認した上で、実施に際しては「きちんと分を守ること」——「ココロの問題を解決できる専門的知識を持っていないこと」、「治療者」でも「治療行為に関わる者」でもないことを自覚すること——を重要視し、あくまで「福祉職の専門性を生かして、地域の中に彼らの居場所をつくること」に徹し、福祉の職員が陥りがちな「支援してあげている」という意識を回避するよう留意している〔藤里社協、魁編、2012：28-29、32〕。こうした方針は、二つの重要な内容を含んでいると考えられる。第一に、因果関係を含む全体に対してではなく、あくまで結果、就労の支援を優先する点、第二に、被支援者の自尊心を重視する点である。

まず、第一の点についていえば、障害学における「医学モデル」から「社会モデル」への発想の転換との類似性が指摘できよう。すなわち、

「障害は障害者の心身の状況（インペアメント, impairment）に起因・帰結するものではなく、インペアメントをもつ者が自由に活動できないような『障壁』を社会が内蔵していることが、インペアメントを障害としているという考え方」であり、この立場では、すべての解決を障害者の「改善」に求めないことになる〔阿部, 2011: 178-179〕。第Ⅰ類型に分類されるような発達・知的障害、精神障害など「生まれつきの本人の持つ生きづらさ」などに起因する「引きこもり」の場合、治療によって症状の「改善」求めるのが「医学モデル」、症状の改善そのものではなく、現在おかれた社会的環境を変えることによって、「引きこもり」状況の改善を図るあり方が、「社会モデル」的手法であるといえるだろうが、藤里町での支援の体制は、後者—「社会モデル」的手法に依っているといえるだろう。

第二の点、「被支援者の自尊心を重視する点」については、平成23（2011）年の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」において、「社会的・職業的自立」に必要な基礎的・汎用的能力のうち、「自己理解・自己管理能力」としてあげられている「自分が『できること』『意義を感じること』『したいこと』について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力」に通じるものであろう。答申ではこの「自己理解・自己管理能力」の具体的な要素として、「自分の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動等」があげられており〔中央教育審議会, 2011: 26〕、したがって、支援者が「支援してあげている」意識を回避し、自己の役割を理解し、被支援者の自己の動機付けと主体的な行動を促すことは、重要な留意点となる。

では、こうした前提に基づいて具体的にはどのような支援事業が行われたのか、以下で確認していきたい。

### III 「引きこもり者等支援事業」の取り組み

#### (1) 「引きこもり者等支援事業」の黎明——「こみっと」事業の開始——

藤里町社協は、平成17年から3年間、「地域福祉トータルケア推進事業」のモデル地区社協の指定を受け、その一環として平成17年度に開始したのが介護予防を目的としてはじめられた「元気の源さんクラブ事業」であった<sup>3</sup>。この事業への取り組みを契機として町民の要望が集まるようになり、その一つに引きこもり者等の家族からの要望に答える形で計画された「こだわりの縁側」事業があった。しかし、他の事業が順調に進むなか、「こだわりの縁側」事業だけがうまく進まない。そこで、まず、本稿Ⅰであげたような仕方で実態把握に取り組んだ。実態調査の結果、多くとも30人程度だろうとする当初の予想を大きく上回る90人超、さらに最低でもプラス10人、100人を超える引きこもりがいることが明らかとなった〔藤里社協, 魁編, 2012: 12-15〕。

藤里町社協では、引きこもり者の何割かが精神障害を抱えている可能性を、それまでの高齢者対象の在宅福祉事業で対応に苦慮するケースの中に、知的障害者や精神障害者が多くの割合を占めることから予測し、また、精神障害者が福祉の対象となっていることも承知していた。

決して規模の大きくない藤里町社協では、高齢者福祉・障害者福祉等の区分を忠実に守ろうとすれば、運営の非効率化が避けられない。そこで、社協では、資源の効率化と利用者の利便性を図るために、高齢者のための地域包括支援センターと障害者のための地域活動支援センター<sup>4</sup>を一体的に運営するために、トータルケア構想に取り組んできた<sup>5</sup>〔藤里社協, 魁編, 2012: 13-14〕。

平成18年には福祉の拠点「こみっと」事業（註1参照）の原案が完成、平成18年度には、藤里町の地域活動支援センター事業を藤里町社協が受託し、さらに、秋田県の発電事務所（藤里町発電事務所）跡地の土地と建物（事務所と宿泊棟）を藤里町が購入、社協に貸与することとなり、日本財団の助成金をもとに改修工事を行い、平成22年4月に旧事務所を「こみっと」

として（図4、5参照）、旧宿泊棟を自律訓練（生活訓練）事業所「くまげら館」としてオープンすることになった。



図4 こみっとパンフレット（概要）



図5 こみっと施設案内

「こみっと」1階の「お食事処」と「調理室」は、就労支援施設となっており、「引きこもりや精神障害の方々がそば打ちから調理、配膳などをすべて」おこなう、「引きこもりや精神障害者と地域社会（就職）を結ぶ中間施設」となっている。さらに平成24（2012）年からは、藤里町の特産品である「マイタケ」を利用した「またけキッシュ」を製造・販売し、「単なる当

事者の居場所というだけでなく、就労生産拠点」ともなりつつある〔藤里社協、魁編、2012：44〕。

また、2階の会議室では、求職者のための支援事業を行い、「訪問介護員2級」の資格を習得できるプログラム（2013年度からは介護職員初任者研修課程）などが実施されている。求職者支援事業の成果は表1のようになっており、一定の成果をあげている。また、就職に到らなかった人に対しては、「こみっと」登録生として、就労に向けたサポート体制を実施している。

表1 求職者支援事業の受講者数および就職者数

	受講者数	就職者数	こみっと登録者数
平成22年（6ヶ月）	15人	12人（80%）	3人
平成23年（6ヶ月）	15人	10人（66%）	4人
平成24年①（4ヶ月）	15人	11人（73%）	1人
平成24年②（4ヶ月）	12人	8人（66%）	3人

この支援事業は必ずしも引きこもり者のみを対象としたものではなく、また、補助金の関係で事業期間も6ヶ月、4ヶ月となっているが、資格が欲しい人はできるだけ短い期間のプログラムが、引きこもり者を含む、人付き合いが苦手で、対人関係への慣れなども期待する人にとっては6ヶ月のプログラムの効果が大きいようだと担当者は語っている。

## （2）「引きこもり者等支援事業」の展開——地域との新たな連携——

藤里町社協では、平成25（2013）年10月～12月までの3ヶ月の期間で、「厚生労働省補助金事業」を活用した新たな訓練カリキュラムを実施している（以下、「訓練カリキュラム」と略記）。この「訓練カリキュラム」は、平成25年10月1日から12月27日まで、全369時間にわたって原則として月曜から金曜まで毎日実施され、内容によっては、土日にも開講されている。

このカリキュラムの特徴は、藤里町役場の職員、藤里町で活動をするNPOの代表、酒店・生花店・写真店等の地域商店街の店主など、地域で仕事をしている方を講師としている点である。また、全17科目が準備されているが、それぞれ講義、演習、実習からなり、科目によって

時間は異なるものの実習に最も時間を割いている（表2参照）。このうち、講義、演習は基本的に「こみっと」2階の会議室で、実習は実際の仕事場で実施されている。

表2 「訓練カリキュラム」の実施時間数

講義・演習・実習 (総時間)	科目数 (総時間数)
3・3・6 (12)	6 (72)
3・3・12 (18)	3 (54)
6・6・12 (24)	2 (48)
6・6・18 (30)	2 (60)
9・9・12 (30)	1 (30)
9・9・15 (33)	1 (33)
9・9・18 (36)	2 (72)
計	17 (369)

演習・実習あわせて最短で9時間、最長で27時間、合計282時間（1科目平均16.6時間）となっている。国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターが全国の国公私立の中学校及び高等学校を対象に実施した「平成24年度職場体験・インターンシップ実施状況等調査」によれば、公立中学校の98.0%で「職場体験」を、公立全日制高校の83.0%で「インターンシップ」を実施しているが、中学校の職場体験、高等学校の「インターンシップ」とも、3日以内が約8割を占めており（表3参照）、藤里町社協の取り組みの実践的な内容の割合の高さ、また時間的な長さがうかがわれる。

むろん、この両者を単純に比較することはできないが、「教育の職業的意義」として、次のような要請があることからいえば、このプログラムがいかなる成果をもたらすかは、注目に値す

表3 中学校・高等学校における「インターンシップ」の実施状況

学年	実施期間						
	1日	2日	3日	4日	5日	6日以上	合計
中学校	10.8%	30.1%	39.4%	4.4%	14.8%	0.4%	100%
高等学校	24.2%	54.2%		15.7%	5.9%		100%

る。本田由紀は現在行われている「キャリア教育」を批判的に検討することを通して、今後求められる「教育の職業的意義」を「あくまで仕事の世界に対する基礎的で初步的な準備を与えること」、「個人が仕事の世界に参入する際の最初のとっかかりを与えること」であるとする。そして、そのために必要となる教育は「ある専門分野における根本的・原理的な考え方や専門倫理、あるいはその分野のこれまでの歴史や現在の問題点、将来の課題などをも俯瞰的に相対化して把握することができるような教育」であるとし、こうした教育を通して与えられるものを「柔軟な専門性 (flexspeciality)」という概念で表現している [本田, 2009: 14]。

そこで、以下では「キャリア教育」の視点から、この藤里町社協の「訓練カリキュラム」を検討してみたい。

#### IV キャリア教育としての「引きこもり者等支援事業」

##### (1) キャリア教育導入の背景と課題

藤里町社協が実施している「訓練カリキュラム」を検討するに先立って、まず、学校教育において「キャリア教育」が重要視されるようになつた経緯について概観しておきたい。文部科学省関連の政策文書において、はじめて「キャリア教育」の語が登場したのは1999（平成11）年の中央教育審議会答申「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」である。本答申第6章では、キャリア教育が必要となる社会的背景として次のような点をあげている。

新規学卒者のフリーター志向が広がり、高等学校卒業者では、進学も就職もしていないことが明らかな者の占める割合が約9%に達し、また、新規学卒者の就職後3年以内の離職も、労働省の調査によれば、新規高卒者で約47%、新

規大卒者で約32%に達している。こうした現象は、経済的な状況や労働市場の変化なども深く関係するため、どう評価するかは難しい問題であるが、学校教育と職業生活との接続に課題があることも確かである [中央教育審議会, 1999]。

こうした指摘を受けて本答申第6章第1節「学校教育と職業生活の接続の改善のための具体的方策」では、「学校と社会及び学校間の円滑な接続を図るためのキャリア教育（望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育）を小学校段階から発達段階に応じて実施する必要がある。キャリア教育の実施に当たっては家庭・地域と連携し、体験的な学習を重視するとともに、各学校ごとに目標を設定し、教育課程に位置付けて計画的に行う必要がある」としている。

その後、文科、厚労、経産、経済財政政策担当大臣の関係4閣僚による「若者自立・挑戦戦略会議」が平成15（2003）年に「若者自立・挑戦プラン」を策定したが、プランを展開するまでの認識として、今の若者は、「高い失業率、増加する無業者、フリーター、高い離職率など、自らの可能性を高め、それを活かす場」がなく、「このような状況が統一すれば、若者の職業能力の蓄積がなされず、中長期的な競争力・生産性の低下といった経済基盤の崩壊はもとより、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、ひいては社会不安の増大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を惹起しかねない」ことを示している。その原因として以下の三点——「第一に、需要不足等による求人の大幅な減少と、求人のパート・アルバイト化及び高度化の二極分化により需給のミスマッチが拡大していること、第二に、将来の目標が立てられない、目標実現のための実行力が不足する若年者が増加していること、第三に、社会や労働市場の複雑化に伴う職業探索期間の長期化、実態としての就業に至る経路の複線化、求められる職業能力の質的变化等の構造的变化に、従来の教育・人材育成・雇用のシステムが十分対応できていないこと」——を

あげている。

その後、平成19（2007）年に改正された「学校教育法」では、第21条（義務教育の目標）第10号に「職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと」とされ、義務教育段階からキャリア教育を推進することが法的に定められた。その後、平成23年にはキャリア教育を冠した中教審答申「今後の学校教育におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」が出された [文部科学省, 2012: 11-13]。こうした施策を具体化するために、小・中・高の校種ごとに『キャリア教育の手引き』が示され（小：平成22年〔平成23年改訂〕、中：平成23年、高：平成24年）、その推進が図られている。

キャリア教育では、「若者自立・挑戦プラン」で原因として指摘されている二つ目の指摘——「将来の目標が立てられない、目標実現のための実行力が不足する若年者」への対処——がキャリア教育のねらいであったとする指摘がある [児美川, 2013: 38]。ただし、その一方で、「"絶対的な意味で" 職業（仕事）をよく知らないこと、すなわち、「現在の日本の産業構造がどうなっていて、職業構成がどう変化し、実際の職場における労働（仕事）の実態がいかなる状況にあるのかといった、職業や仕事についての理解」が不足していることも指摘されている [児美川, 2013: 74-75]

また、本田は、現在の「キャリア教育」は、方法論として曖昧で拡散しているために、「若者に対して自己決定を求める規範や圧力としてのみ実体化」しており、そのもとで「若者の間では、進路をめぐる不安や『自己実現アノミー』が増大している」ことを指摘し、「より具体的な知識やスキルを確実に伝える教育が必要である」と主張し [本田, 2009: 26]、こうした教育の具体的な内容として「柔軟な専門性（flexpeciality）」という概念を提唱している。「柔軟な専門性」とは、「弹性と開放性をもつ『暫定的な』職業的専門性を、『とりあえず』身につけること、そこを言わば基地として、隣接領域やより広範な領野への拡張を探索してゆくこと」であるとしている [本田, 2009: 178]。

こうした「柔軟な専門性」を展開していくためのヒントが、藤里町社協の事業には内包されているように思われる。そこで、藤里町社協の「訓練カリキュラム」のもつ意義と可能性について検討してみたい。

## (2) 「引きこもり者等支援事業」からキャリア教育へ

藤里町社協の「訓練カリキュラム」は、先にⅢで示したように、時間的にかなり充実しているが（表2参照）、単に時間的な面だけでなく、内容についての充実も看取される。担当者への聞き取りでは、「講義」では仕事の方針や目的を明示し、それを受け「演習」では、仕事を行う上での注意点や実際の仕事の内容についての理解を図り、その上で「実習」を行っているとのことであった。そこでは、それぞれの仕事のもつ一定程度の「専門性」を身につけることにつながるだろう。

ただし、「柔軟な専門性」を身につけるだけで、就労につながると考えるのは早計かもしれない。なぜなら、内閣府「ひきこもりに関する実態調査」では、「ひきこもり」は、「一般に不登校と結び付けられるがちだが、仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった者が多い結果」が出ているからである（「不登校」によるものが18.7%、「仕事・就職」によるものが44.0%となっている）。

本田は、仕事の世界への準備として「働く者すべてが身に付けておくべき、労働に関する基本的な知識」と、「個々の職業分野に即した知識やスキル」の二つが不可欠であるとしている。前者—「労働に関する基本的な知識」を働く側が働かせる側に「〈抵抗〉するための手段」、後者—「知識やスキル」を働く側が仕事の世界からの要請に「〈適応〉する手段」であるとし、「柔軟な専門性」は後者—「〈適応〉するための手段」に位置づけられている〔本田, 2009: 11〕。であるならば、前者—「労働に関する基本的な知識」を働く側が働かせる側に「〈抵抗〉するための手段」はどうであろうか。

「調査チーム報告書」では、社会的排除にいたるプロセスを「第Ⅰ類型（生まれつき）」の問題、「第Ⅱ類型（家庭環境）」の問題、「第Ⅲ類型（学校・職場環境）」の大きく三つのパター

ンに分類していたが（本稿Ⅱ参照）、「調査チーム」では、この第Ⅲ類型に対して、五つの具体的提言——① スタートラインとしての教育現場における早期対応、② 地域の企業・自治体との連携（人・ネットワーク）、③ 雇用の改善、④ 職の保障（創出）、⑤ 最低生活の保障——をしている〔社会的排除リスク調査チーム, 2012: 34-35〕。

藤里町社協による「訓練カリキュラム」では、町役場の職員、町内で活動をするNPOの代表、酒店・生花店・写真店等の地域商店街の店主等の地域で仕事をしている方を講師としている点が特徴的であり、「② 地域の企業・自治体との連携（人・ネットワーク）」を活用しているといえるだろう。

「調査チーム報告書」では、この連携を通して、「職場の労働環境の問題にさらされないように、労働知識の教育を行うこと」、また、「キャリア・カウンセラーによる就労支援体制」が教育現場では重要であるとしている。本田は、「労働知識の教育」を「〈抵抗〉するための手段」と位置づけ、「働き方を適正なものにしてゆくために、働く側が働かせる側に対して交渉や発言をしてゆくことの重要性や、個々の職業分野にしっかりと立脚しつつ、より広い世界のあり方に対して建設的な批判を行う必要性を知ってもらうこと」であるとし〔本田, 2009: 19〕、児美川も「抵抗」するための武器としての労働者の権利や労働法についての“生きた知識”が必要であるとしている〔児美川, 2013: 159-160〕。

「引きこもり者」に対する就労支援に主眼をおく「訓練プログラム」でも、この「〈抵抗〉するための手段」への支援は必要であろう。先に、「働くこと」は、単に「賃金をもらうための手段」ではなく、社会から存在意義を認められ、「役割」を与えられ、また「社会から『承認』されること」であることを確認したが（本稿Ⅱ参照）、そのことは、「人は『働く権利』があり、失業していることはその機会を奪われること」も含意しているからである〔阿部, 2011: 110〕。したがって、「訓練プログラム」では、社会的排除への〈抵抗〉として、人は「働く権利」を有するという、より原理的な「労働知識の教育」が図られる必要もあるだろう。

## おわりに——今後の展望と課題——

以上、藤里町社協の就労支援の取り組みについて、その前段階である「引きこもり」の実態調査の方法（I）、実態調査から就労支援への展開（II）、および、その後の就労支援の取り組み（III）について概観し、その意義を検討した上で、現在取り組んでいる「訓練プログラム」をキャリア教育の視点から検討してきた（IV）。実態調査から見えてきたのは、いわゆる「引きこもり」が、働くことへの関心や意欲の低下ないし欠如のみが原因であるわけではなく、何らかの事情でキャリア形成の道程から外れたことにより、社会的排除の状態に陥り、結果的に「引きこもる」ケースがあるということである。一旦社会的排除に陥ってしまうと、「居場所」だけでなく、自らの「役割」をも失い、結果として様々な「つながり」をも失うことになる。「キャリア」を「人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね」[中央教育審議会, 2011: 17] としてとらえるならば、就労支援で必要となるのは、単に「賃金を得るために手段として」のみ就労を支援するだけでなく、一旦失われた社会の中での「自分の役割の恢復」も支援していく必要がある。藤里町社協の就労支援の取り組みは、「役割の恢復」をも射程に入れた支援となっていることが確認された。

また、「訓練プログラム」の意義と可能性についても検討したが、このプログラム自体、現在行われているものが初めての取り組みであり、その成果については、プログラム終了後に改めて検証する必要があるだろう。ただし、さまざまな形で指摘されながらも、実践的な取り組みがほとんどなされてこなかった内容を含む本プログラムは、今後の学校教育におけるキャリア教育の展開にとっても、多くの示唆を与えてくれることになるだろう。

本稿では、キャリア教育の視点からみた藤里町社協の就労支援の取り組みや「訓練プログラム」がもつ意義を検討してきたが、こうした種々の取り組みは、翻って、小中高大でのキャリア

教育を通じて必要となる具体的内容や方法のみならず、新たな「キャリア教育」の方向性や可能性を示唆するものである。その具体的な検討については、他日を期して取り組みたい。

## 註

<sup>1</sup> 福祉の拠点「こみっと」事業とは、引きこもり者等のための福祉の拠点と位置付けられる施設「こみっと」と、同じ敷地内にある宿泊棟「くまげら館」を活用した就労支援事業である。「こみっと」の1階は就労支援のためのお食事処と調理室、および各種NPOなどの共同事務所、相談室、2階はサークル室と大小の会議室からなっており、単に就労支援施設としてのみならず、地域の方々の居場所としての役割も備えている。

<sup>2</sup> フランスの社会学者ブルデュー (Bourdieu, P., 1930-2002) は、アルジェリア農民の労働の分析を通じ、「労働は、本来、目的ではないし、それ自体、徳であるわけでもない。価値あるとされているのは、経済的目的に志向した行為ではなく、活動そのもので、それが、経済的機能をもつ限りにおいて」であるとした上で、前資本主義的な経済の論理を理解するためには「利益のための活動としての労働と、社会的任務としての労働とを区別」する必要があるとしている [Bourdieu, 1977=1993: 48, 50]。ブルデューはこれを前資本主義的な経済の論理に限定しているが、労働のもつこうした二つの側面を考慮することは、労働の社会的性格という点で、現在の労働の論理の分析にも重要な視点であろう。

<sup>3</sup> この事業は「毎週水曜日地域に住む60歳以上の方が集まり、自分が選んだ好きなプログラムで介護予防」を行う事業として現在も継続している（公益財団法人 秋田県長寿社会振興財団 HP>ふれあいの居場所>秋田県内市町村別支えあい活動>藤里町 [http://www.akita-longlife.net/sasaeai2/cat296/cat301/post\\_14.html](http://www.akita-longlife.net/sasaeai2/cat296/cat301/post_14.html) 参照）。

<sup>4</sup> 「地域包括支援センター」は、平成18（2006）年4月に改正・施行された「介護保険法」第115条の46に定められた「地域住民の心身の

健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」であり、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活の支援に関する活動に携わるボランティアその他の関係者との連携に努めることが求められている。一方、「地域活動支援センター」は、平成17（2005）年に制定された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる「障害者自立支援法」に基づき、「地域生活支援事業」の一つとして06年10月から制度化されている施設であり、同法第25条の26に定められた「障害者等を通わせ、創造的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設」である。

<sup>5</sup> 「藤里町社会福祉協議会 HP」>「地域福祉トータルケア推進事業 3年間の軌跡」より  
<http://www.fujisato-shakyo.com/totalcare/?id=6>

## 参考文献

- Bourdieu, P. (1977=1993) 『資本主義のハビトゥス』 原山哲 訳、藤原書店.
- Putnam, D.R. (2000=2006) 『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生』 柴内康文 訳、柏書房.
- 阿部彩 (2011) 『弱者の居場所がない社会』 講談社現代新書.
- 稻葉陽二 (2011) 『ソーシャル・キャピタル入門』 中公新書.
- 児美川孝一郎 (2013) 『キャリア教育のウソ』 筑摩プリマー新書.
- 社会的排除リスク調査チーム 内閣官房社会的包摶推進室／内閣府政策統括官 (2012) 『社会的排除にいたるプロセス～若年ケース・スタディから見る排除の過程～』.
- 小学館国語辞典編集部 編 (2006) 『精選版 日本国語大辞典』 第一巻～第三巻、小学館.
- 中央教育審議会 (1999) 『初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）』.
- 中央教育審議会 (2011) 『今後の学校教育にお

けるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）』.

藤里町社会福祉協議会、秋田魁新報社 編 (2012) 『ひきこもり町おこしに発つ』 秋田魁新報社.

本田由紀(2009) 『教育の職業的意義』 ちくま新書.

文部科学省(2012) 『高等学校キャリア教育の手引き』 教育出版.

## 付記

本研究は科研費「小中高大を貫く効果的な「仕事理解」の内容・方法の具体化に関する研究」（課題番号90610874）の助成を受けたものである。

本稿執筆にあたっては、藤里町社会福祉協議会の菊池まゆみ事務局長をはじめ社協の皆さんに大変お世話になった。ここに記して謝して申し上げます。